

令和6年8月22日

発注者責任を果たすための今後の建設生産・管理システムのあり方に関する懇談会
維持管理部会（令和6年度 第1回）

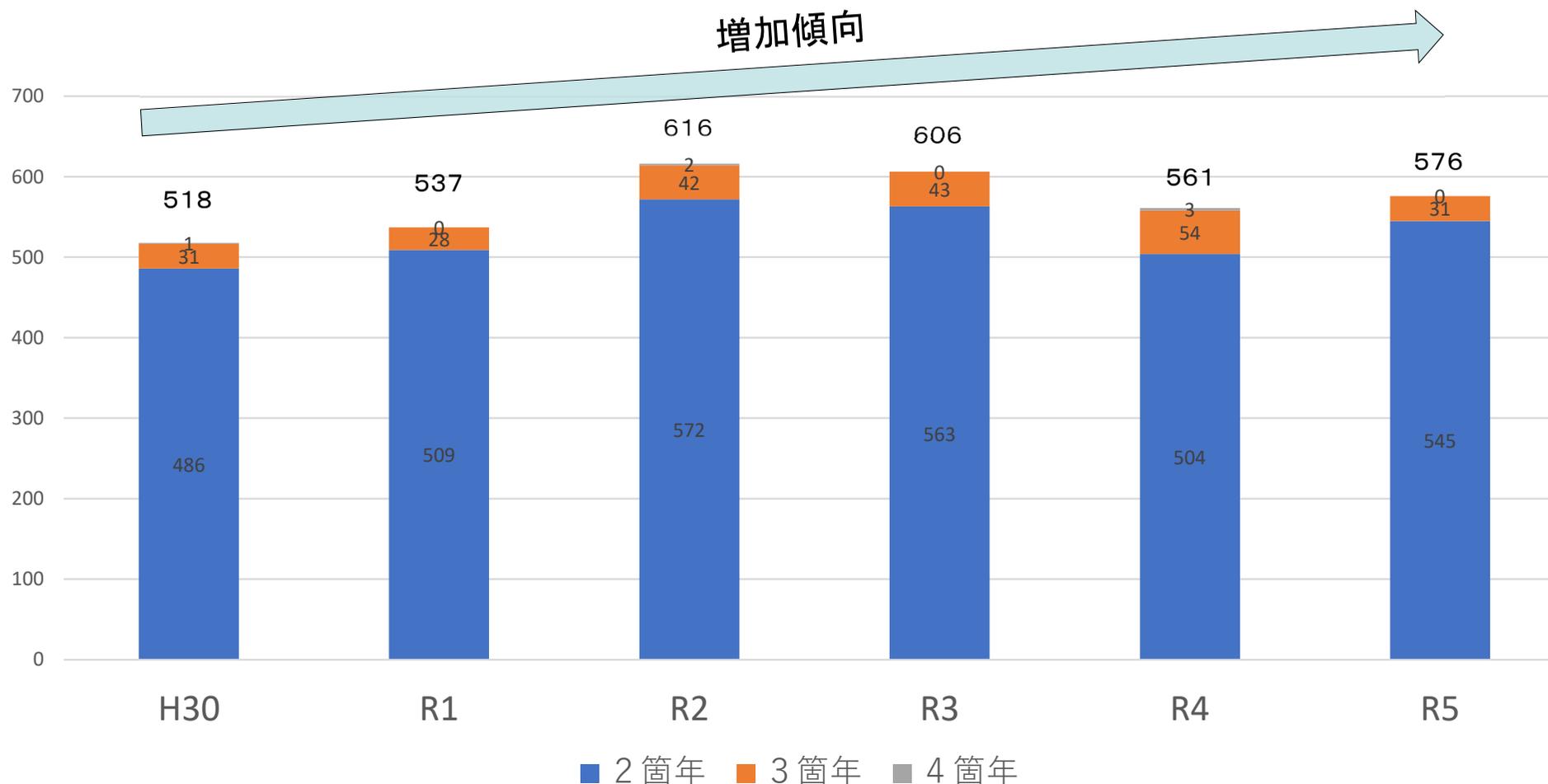
資料3

複数年工事の課題と今後の積算等の改善方策について

維持工事等の発注状況

○維持工事等においては、2カ年、3カ年の複数年契約の活用が増加傾向。
 ⇒受発注者双方の事務負担を軽減するとともに、同一企業による安定的な作業を確保。

■維持工事等 契約状況



※地方整備局(北海道開発局含む、内閣府沖縄総合事務局除く)が各年度の契約工事(港湾・空港関係除く)を対象に整理工事種別の維持修繕工事のうち、道路維持、河川維持(海岸、ダム、砂防含む)、除雪、緑地管理、照明維持などを対象

維持工事の複数年契約のヒアリング結果概要

維持工事(通年)の受注者に対して、積算上の課題等についてヒアリング調査を実施

- 関東地整 河川国道事務所
- 河川、道路の維持工事(通年) 各2工事

区分		対象工事
発注	期間	複数年(2年) R5-R6 R6-R7
	方式	一般競争入札・総合評価落札方式(契約毎)
受注体制		企業単体 いずれも20年以上、継続して受注
入札結果		全て1者応札

【受注者の意見】(1) 道路

- ・当初契約として標準歩掛がある項目(除草・切削工・区画線など)に対し、小規模で点在する作業や同一地区内でも施工時期が異なる作業が生じた場合に、標準歩掛を用いて合算数量にて精算されると乖離が大きい。
- ・緊急性の低い小規模作業単独の指示の場合、他作業もあわせて行わないと1～2時間作業となり採算が合わない場合もある。
- ・緊急作業用として、いつでも対応できるよう小型バックホウ等の主要な重機を年間契約にて借りており、使用頻度によっては経費が合わない場合がある。

【受注者の意見】(2) 河川

- ・緊急性の低い小規模作業単独の指示の場合、他作業もあわせて行わないと1～2時間作業となり採算が合わない場合もある(再掲)。
- ・応急処理で重機の回送を伴う作業が多い場合は、回送費も高騰しており経費が合わない。

【課題】

- 積算基準で定める日当たり標準作業量を下回る小規模な作業に対する積算
- 小規模作業や点在作業を伴う工事の諸経費の扱い(特に応急処理工を含む工事)

(参考) 現行の積算基準における規定

1日未満で完了する作業の積算

1日未満で完了する作業量の作業が見込まれ、施工パッケージ型積算基準と乖離が認められる場合には、機械費及び労務費について半日未満の作業は半日、半日から1日未満の作業は1日として計上する。

(参考) 共通仮設費率に含まれる運搬費

- 質量20t未満の建設機械の搬入、搬出及び現場内小運搬(分解・組立を含む)
- 器材等(型枠材、支保材、足場材、仮囲い、敷鉄板(敷鉄板設置撤去工で積上げた分は除く)、作業車(PC橋片持ち架設工)、橋梁ベント、橋梁架設用タワー、橋梁用架設桁設備、排砂管、トレミー管、トンネル用スライドセントル等)の搬入、搬出及び現場内小運搬
- 建設機械の自走による運搬(トラッククレーン油圧伸縮ジブ型80t以上は、積上げるものとする。)
- 建設機械等(重建設機械を含む)の日々回送(分解・組立、輸送)に要する費用
(以降略)

維持工事の複数年契約の働き方に関する課題

【受注者の意見】(1)道路

- ・夜間工事等もあるため、当該工事従事者(複数名)、協力会社も含め昼・夜の班編制や交代制を確保している。(道路維持、2年契約、3億円以上)
- ・他部署への協力は飲酒禁止、遠方への外出をさけるなど制約があるため頼みにくい。手当があると要員確保がしやすいかもしれない。

【受注者の意見】(2)河川

- ・専任従事者は、監理技術者のみである。緊急作業対応として、24時間365日連絡体制を確保しており、現場対応も含めて複数名の交代制などさらなる緩和をお願いしたい。(河川維持、2年契約、2億円以下)

【課題】

- 緊急作業における監理技術者の拘束を解消するための技術者の体制確保
- 連絡体制確保に対する経費の積算上の扱い

(参考)工事現場における監理技術者等の専任の基本的な考え方 ～監理技術者制度運用マニュアル～

○専任の・・・監理技術者・・・は、・・・合理的な理由で、短期間(1～2日程度)工事現場を離れることについて、その間における施工内容等を踏まえ、適切な施工ができる体制を確保することができる場合は差し支えない。・・・なお、適切な施工ができる体制の確保にあたっては、・・・例えば、必要な資格を有する代理の技術者を配置する、・・・連絡を取りうる体制及び必要に応じて現場に戻りうる体制の確保、・・・等が考えられる。ただし、・・・監理技術者が、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者であることに変わりはないことに留意し、監理技術者等が担う役割に支障が生じないようにする必要がある。

○専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、勤務中は常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることをいう。

- 一者応札が多く、参加者確認型随意契約方式等を導入する維持管理工事においては、一者の応札額で落札額が決定することとなるため、更なる適正価格での契約(積算の適正化を含む)が求められる。
- これまで以上に実態把握(現場で作業する作業員の作業時間・作業員に支払われる賃金を含む)を行い、各工事で必要な人工や労働条件の実態等をきめ細かに確認する必要があるのではないか。
- その上で、官積算の工事価格と各社の実行予算との乖離の状況を確認した上で、積算基準の改善点がないか、検討すべきではないか。

○維持工事における従事人員(下請会社を含む)の労働時間・賃金の確認事例

四国地方整備局の事例

【事例1】労働時間の確認に36協定を用いる事例

労働時間： 下請会社の社員は、36協定を確認し、作業可能な労働時間の上限を把握。
元請・下請社員の労働時間は、作業日報等を用いて、個別に月単位・年単位で労働時間を集計。法定労働時間・36協定の時間外労働時間を超過していないことを確認。

賃金： 元請社員の賃金は、勤務時間を確認し、賃金計算を実施。
下請社員の賃金は、出勤簿・賃金計算書類を用いて労働日数・労働時間による賃金支払を確認

【事例2】労働時間の確認にKY表を用いる事例

労働時間： 元請・下請社員の労働時間は、KY表に労働者の氏名、始業・終業時刻を記載、集計。

賃金： 元請・下請社員の賃金は、賃金支払実績確認表により、本人へ確認。

○従事人員(下請会社を含む)の労働時間・賃金等の確認に関する検討課題

1. 確認者(権限含む)、確認目的、確認対象データの扱いについて。
2. 労働時間・作業内容、賃金等の把握・確認方法について。
3. 効率的な施工がなされているか否かの確認方法について。

監理技術者の拘束の解消について

<p>監理技術者制度運用マニュアル上の規定</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>監理技術者・・・の配置は、原則として1名が望ましい</u> ・<u>専任の監理技術者は、働き方改革の観点を踏まえた勤務体系その他の合理的な理由で短期間(1～2日程度)工事現場を離れることについて、適切な施工ができる体制を確保することができる場合に差し支えない。それを超える期間現場を離れる場合、終日現場を離れている状況が週の稼働日の半数以上の場合、周期的に現場を離れる場合については、適切な施工ができる体制を確保するとともに、・・・元請の・・・監理技術者・・・の場合は発注者・・・の了解を得ている場合に差し支えない</u> ・<u>適切な施工ができる体制の確保にあたっては、・・・例えば、必要な資格を有する代理の技術者を配置する、・・・連絡を取りうる体制・・・の確保、リアルタイムの・・・通信手段を活用した必要な資格を有する代理の技術者による対応等が考えられる</u>
<p>実運用</p>	<p>直轄工事においては、短期間の交代は認めていない</p>
<p>今後の検討事項(案)</p>	<p><u>監理技術者制度運用マニュアルに沿って、適切な施工の実施と監理技術者の適切な休息等の確保が可能となるよう必要な検討を進める</u></p>

※直轄工事においては、兼務する工事が維持管理同士でなければ特例監理技術者の配置が認められ、特定監理技術者の行うべき職務を補佐する監理技術者補佐を設置することにより、一定の負担軽減となる可能性がある。

併せて、例えば、監理技術者の職務内容に関する実施方法の検討ができないか。

監理技術者制度運用マニュアル上の規定

・監理技術者の職務については、建設工事を適正に実施するため、施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び施工に従事する者の技術上の指導監督

実運用

維持工事(道路、河川)は、下記のような工種が含まれて発注され、監理技術者はその全てにおいて上記の職務を遂行

➤ 巡視工、舗装工、区画線工、清掃工、除草工、応急処理工 など

なお、河川巡視(平常時・出水時等)については、業務として別発注されている場合がある。

対応策(案)

・工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び施工に従事する者の技術上の指導監督の実施方法について検討を行う

例えば、下記の分類ができないか検討

① 臨場の技術管理・指導監督が必要な工種
: 舗装工等

② 事前の技術管理・指導監督及び事後の確認により対応可能な工種
: 落下物等の応急処理工等

・検討結果を踏まえ、特記仕様書において監理技術者の職務内容の範囲を明示すること等の可能性について検討する

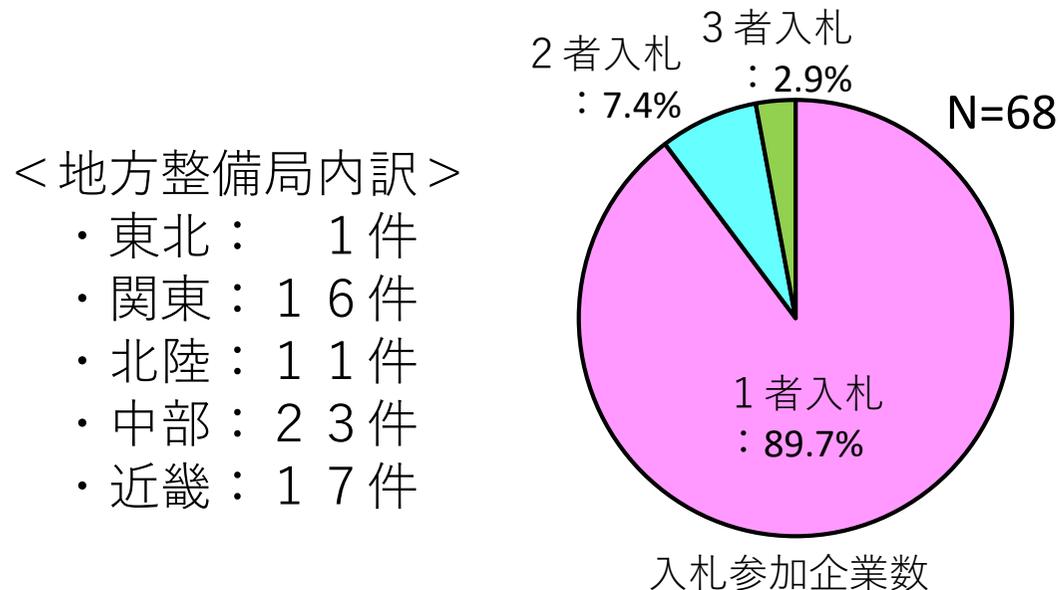
⇒ 実態の運用を把握し、課題の整理を進め、今後の検討を進める。

<参考> 維持工事の3か年契約に関するアンケート

○調査実施時期：令和5年1月～3月

○対象工事（令和元年度以降に実施した3年以上の維持工事）：68工事

※R5年2月時点で工事を終了しているもののみ対象



○質問内容（発注者向け・受注者向け）

・ 次年度以降の継続希望（受注者） / 次年度以降の継続予定（発注者）

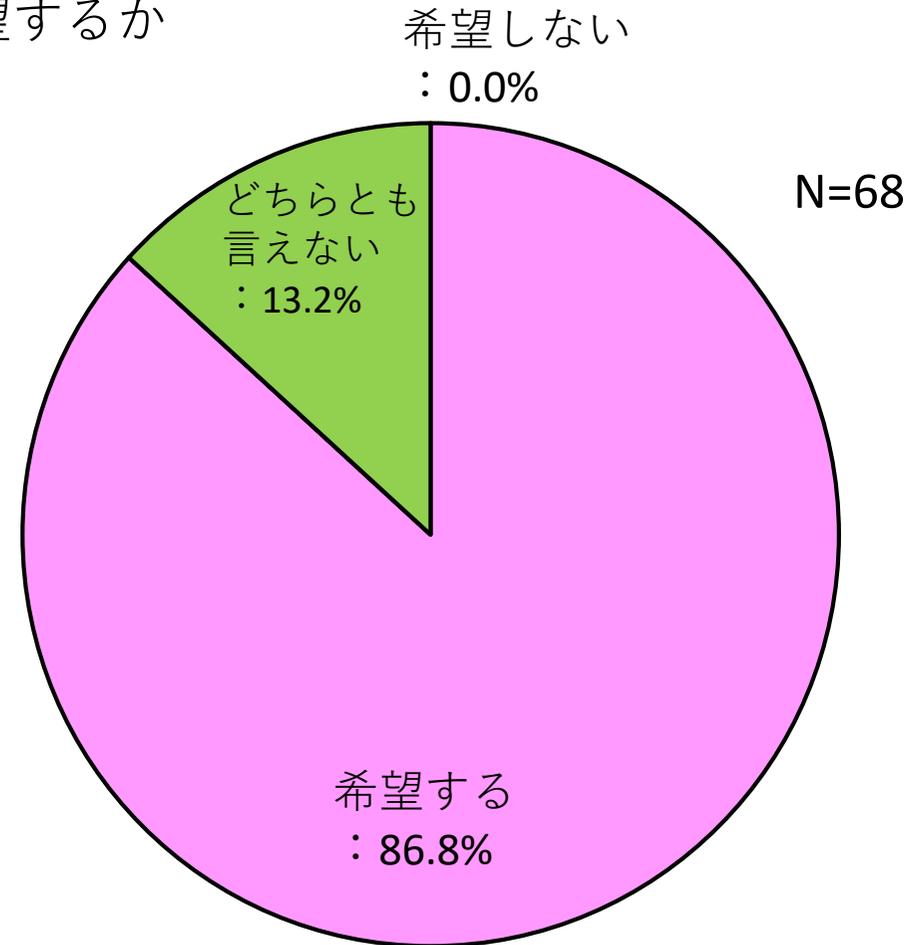
・ 3か年契約の効果（発注者・受注者）

・ 3か年契約の課題（発注者・受注者）

など

< 参考 > 維持工事の3か年契約の効果等【受注者】

問：次年度以降の3年工事の継続を希望するか



問：3か年契約の効果は何か（自由記述による主なコメント）

- ・ 入札手続きが簡略化された（受注者の負担軽減）
- ・ 設備投資や若手人材の採用が行えた
- ・ 工事の質を向上させることができた
- ・ 年度を超えての作業見通しを立てることが出来た
- ・ 新技術や新材料等の導入がしやすくなり、効率的な維持管理につながった など

<参考> 維持工事の3か年契約の課題【受注者】

問：3か年契約で実施した課題は何か（選択式）

赤字：20%以上

課題	該当数	割合
積算上の課題がある	35	51.5%
スライド条項の適用や契約変更のための手間が増えた	32	47.1%
特定の技術者が3年間拘束されるため他の工事の受注が制限される	22	32.4%
スライド条項の適用が多く足切りによる負担が大きい	19	27.9%
工事成績の加点機会が少ないため、魅力が落ちた	13	19.1%
収益が落ち維持修繕の質の確保が難しい	8	11.8%
地元住民の苦情が増えた	5	7.4%
工事規模が大きくなったため入札手間が増えた	4	5.9%
工事規模が大きくなったことで競争が厳しくなった	3	4.4%

（その他自由記述による主なコメント）

○費用面での課題

- ・下請けを確保するため労務単価等を積算金額より増やし契約している
- ・スライドの足切り負担が過大
- ・入札時の積算において単価項目が沢山あり積算にも苦勞
- ・積算基準が変わっても反映されない など

○人材面での課題

- ・24時間体制の為、現場代理人の負担が大きい。
- ・技能者の高齢化や作業員、職員が少ない中での人員確保が困難。
- ・単年度単位で監理技術者変更可として頂きたい。
- ・1年単位で現場代理人の交代を認めてほしい。現場代理人と監理技術者が交代するだけでも心的な負担は減る。など